

支給対象要件、添付書類詳細

①原則として自宅外で生活している又は自宅で生活しているが家庭から支援を受けていない

※自宅生の場合は、【様式1】「3.申し送り事項」に詳細（家族から学費等の援助を受けておらず自ら賄っていること）を記入すること

（必要書類）

アパート等の賃貸契約書写し、直近の家賃の支払い根拠書類、光熱水料支払書類の写し、住民票の写し等

②家庭から多額の仕送りがない

【様式2】に金額（年額）を記載

※1年生は仕送り予定額、2年次以上は、2020年度の仕送り額を記載

※金額目安：平均額年間150万円（授業料含む、入学料は含まない）

（必要書類）

預貯金通帳の記帳部分の写し（任意）

③家庭（両親のいずれか）収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない

【様式1】「3.申し送り事項」に詳細を記入

（必要書類）

新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援を受けている受給証明書等（提出可能な場合）

④新型コロナウイルス感染症によりアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む。）に影響を受けていて、下記の1）～3）いずれかの状況となっている

【様式1】「3.申し送り事項」に詳細を記入

- 1) 新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している
- 2) コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少（50%以上減少）し（※4）、その状況が本年度になっても改善していない
- 3) アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている

（必要書類）

アルバイト先からの給与明細（減額前、減額後 ※減少がわかるものが昨年度に係るものである場合、本年度のアルバイト収入が改善していないことがわかるものも添付すること）（任意）

⑤既存の支援制度について以下のいずれかを満たす

- 1) 高等教育の修学支援新制度に申し込みをしている者若しくは今後利用を行う者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者
- 2) 高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額利用者
- 3) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者若しくは利用予定者
※申請時点において、給付奨学金・貸与金のいずれも活用していない場合は、本給付金の申込時に、次年度春期に申請する旨を【様式1】「3.申し送り事項」に記入
※第一種奨学金の限度額まで利用していない場合で、利用を予定している場合は、1ヶ月以内に手続きする旨【様式1】「3.申し送り事項」に記入

（必要書類）

奨学生証など認定書の写し

- ・大学等独自の奨学金（校友会緊急支援奨学金等）
- ・民間等による支援制度等
- ・外国人留学生学習奨励費